

さいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅就労する重度障害者に対し、本事業を実施することにより、重度障害者の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- (2) 指定重度訪問介護事業者 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業者をいう。
- (3) 重度障害者 重度訪問介護の支給決定を受けている者をいう。
- (4) 就労支援 在宅で就労している時間に提供された重度訪問介護に相当するサービスをいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者の在宅就労における支援に当たって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめたものをいう。
- (6) 自営業者 税務署に個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に1年以上在住し、かつ、在宅就労している重度障害者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であ

って、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。)

(2) 常時介助が必要な自営業者

(対象範囲)

第4条 この事業の対象となる支援の範囲は、在宅就労における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）とする。ただし、前条第1号に該当する対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（以下「職場介助助成金」という。）を活用（企業負担において可能な限り支援を提供することを条件に、当該企業が職場介助助成金を活用しない場合を含む。）しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(対象となる支援内容)

第5条 この事業の対象となる支援内容は、次のとおりとする。

(1) 排せつ、食事等の支援

(2) 前号に掲げるもののほか、職場介助助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給)

第6条 市長は、対象者に、就労支援に係る費用について、法第29条の規定に基づき算定した額の支給（以下「就労支援給付」という。）を行うものとする。

(支給量)

第7条 就労支援給付の支給量は、週40時間の範囲内で、利用者ご

とに必要な時間数を市長が決定する。

(申請)

第8条 就労支援給付を受けようとする者は、さいたま市重度障害者就労支援給付支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 対象者が重度訪問介護の支給決定を受けていることを示す受給者証(法第22条第5項に規定する受給者証をいう。)の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 支援計画書(様式第2号)
- (4) 自営業者であることを証する書類(自営業者に限る。)

(支給決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就労支援給付の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請をした対象者に対し、当該決定の内容をさいたま市重度障害者就労支援給付支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により通知する。

3 支給決定の有効期間は、第1項の規定による支給を決定した日から起算して1年を経過する日の属する月の末日とする。ただし、支給決定日が月の初日である場合は、支給決定日から起算して1年を経過する日とする。

(支給方法等)

第10条 前条第1項の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、1箇月の就労の状況を記載した書類、就労支援給付の代理受領に係る委任状その他市長が必要と認める書類を本事業による支援が開始された月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を審査し、対象者の就労支援給付の額を決定

するものとする。

- 3 市長は、就労支援給付の支給を法第29条第7項に規定する国民健康保険団体連合会に委託し、当該就労支援を提供した指定重度訪問介護事業者に対し、前項の規定により決定した額を支払うことにより行うものとする。

(変更申請)

第11条 支給決定者は、第3条に規定する事項又は第8条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、さいたま市重度障害者就労支援給付変更申請書(様式第4号)を速やかに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第9条第1項により決定した内容に変更がある場合は、当該変更の内容をさいたま市重度障害者就労支援給付支給変更決定通知書(様式第5号)により通知する。

(辞退の届出)

第12条 支給決定者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第3条に規定する要件を満たさないこととなったときは、さいたま市重度障害者就労支援給付辞退届出書(様式第6号)を速やかに、市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第13条 市長は、支給決定者が虚偽その他不正の手段により就労支援給付の支給決定を受けたときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、さいたま市重度障害者就労支援給付支給決定取消通知書(様式第7号)により支給決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援給付が支払われているときは、支給決定者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の

返還を命じるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、就労支援給付の適正を期するため必要があるときは、支給決定者に対して報告をさせ、又は職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(書類の整備等)

第15条 支給決定者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、就労支援給付の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のさいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱の規定によりなされている決定、手続その他の行為は、この要綱による改正後のさいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第8条関係）

さいたま市重度障害者就労支援給付支給申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

さいたま市重度障害者の就労支援事業の給付を受けたいので、下記の書類を添付し、申請します。

1. 重度訪問介護の支給決定を受けたことを示す受給者証の写し
2. 労働条件が確認できる雇用契約書の写し等の書類の写し
3. 支援計画書（様式第2号）
4. 自営業者であることを証する書類（自営業者に限る。）

様式第2号（第8条関係）（表）

支援計画書

利用する助成金等（該当する助成金等の□にレ点を入れます。）

重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

さいたま市重度障害者の就労支援事業

（1）支援を利用する対象者

フリガナ		住所	
氏名			
就業形態	民間企業等で雇用・自営業等に従事（どちらかに○）	就業開始（予定）年月日	年 月 日
主たる障害の種類	身体 ・ 知的 ・ 精神 （ 級・度）	障害状況	
障害福祉サービス	重度訪問介護	支給決定市町村	
サービス提供事業所		特定相談支援事業所	
支援が必要な介助等			

（2）職場環境等

フリガナ		フリガナ	
事業所名		所在地	
所定労働日	月 / 火 / 水 / 木 / 金 / 土 / 日 / 不定期（週 日勤務）	所定労働時間	
勤務場所	自宅内 / 会社内 / 自宅と会社両方 / その他（ ）	休憩時間	
業務内容	パソコン等を使ったデスクワーク / 軽作業等の労務 / その他		
業務内容詳細			
必要な機器等			
通勤の有無	有 ・ 無 （毎日 ・ 週 回 ・ 月 回）	経路	
勤務時間中の移動	職場内の移動 有 ・ 無 職場外の移動 有 ・ 無	所要時間（片道） 分	
執務環境（会社内）	車いすトイレ 有 / 無 ・ 手すり 有 / 無 ・ エレベーター 有 / 無 ・ 入口から執務スペースまでの段差 有 / 無 休憩スペース 有 / 無 ・ 移動範囲内の障害物 有 / 無 ・ 視覚障害者用誘導ブロック 有 / 無 ・ 支援者等の部外者の執務同席 可 / 不可		
執務環境（自宅・その他）			
コミュニケーションの手段	直接口頭 / 電話 / メール / 手話 / 筆談 / 点字資料 / 音声ソフト活用 / TV電話 / その他（ ）		
雇用管理上の担当者名		安全衛生面の担当者名	
職業生活面の担当者名		その他担当者名	
その他、可能な合理的配慮の取組			

様式第2号（第8条関係）（裏）

(3) 必要な支援内容

職場 介助	対象者の標準的な業務の流れと、勤務に対応した職場介助者の介助内容				
	時刻の目安	業務内容	介助内容	(A) 業務介助等時間の目安 (B) その他必要な支援時間の目安	
始業 (:)					
終業 (:)					
			↓		
			(A) 業務支援にかかる		
			合計時間 (1日)	分程度	
(B) その他必要な支援					
具体的に介助が必要な場面					
○見守り	有 / 無	○ 姿勢の調整	有 / 無	○ 喀痰吸引	有 / 無
○トイレ介助	有 / 無	○ 給水	有 / 無	○ 体位交換	有 / 無
○食事介助	有 / 無	○ 衣服着脱	有 / 無	○	有 / 無
			(B) その他必要な支援に係る		
			合計時間 (1日)	分程度	
				(A) + (B) (注: 所定労働時間を超えない範囲で記載)	
			合計時間 (1日)	分程度	

(支援対象障害者の週所定労働時間が10時間未満(予定)の場合) 年度末までの所定労働時間引き上げ計画

様式第3号（第9条関係）

さいたま市重度障害者就労支援給付支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のあった、さいたま市重度障害者就労支援給付について、次のとおり決定したので通知します。

記

支給の可否	
不支給の理由	
決定支給量	
支給期間	
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であつても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内ないしさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができません。なお、6箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内には提起することができません。なお、6箇月以内であつても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第11条関係）

さいたま市重度障害者就労支援給付変更申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

さいたま市重度障害者の就労支援事業実施要綱第3条に掲げる事項又は
年 月 日付けで申請を行った内容に、次のとおり変更がありました
たので届出を行います。

記

変更が生じた事項	
変更が生じた日	
備考	

※ 変更内容を証する書類を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

さいたま市重度障害者就労支援給付支給変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のあった、さいたま市重度障害者就労支援給付について、次のとおり決定したので通知します。

記

変更年月日	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

(教示)
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にお、さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第12条関係）

さいたま市重度障害者就労支援給付辞退届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

年 月 日付で支給決定を受けたさいたま市重度障害者就労支援給付について、次のとおり辞退します。

記

辞退理由	
辞退日	
備考	

※ 辞退内容を証する書類を添付すること。

様式第7号（第13条関係）

さいたま市重度障害者就労支援給付支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けでしたさいたま市重度障害者就労支援給付支給決定について、次のとおり取り消したので通知します。

記

取消理由	
取消日	
備考	

(教示)
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内、さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内で提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。